

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成28年8月17日（平成28年（行情）諮問第502号）

答申日：平成29年3月22日（平成28年度（行情）答申第810号）

事件名：特定事件に関して国際法律家委員会等から送付された文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定病院事件に関して国際法律家委員会（以下『ICJ』という。）と国際医療従事者委員会（以下『ICHP』という。）より送付された情報。そして、前記の情報について、作成され、または取得した情報全て。（例えば、回答や議事録など）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1の4に掲げる50文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、文書81の不開示部分を開示すべきであり、別紙2に掲げる3文書を対象として改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月18日付け情報公開第01003号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消し及び文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

情報の探索が不十分であるか、対象情報を解釈上の不存在と判断することか、対象情報を情報公開の適用除外とすることが違法である。また、不開示部分は、いずれも、法5条1号、5号、6号にも全て該当しない。たとえ、該当したにせよ開示を定めたただし書き全てに該当する。

また、不開示部分は法7条に該当する。

（2）意見書

ア 個人の情報といえども、本件の特定病院事件は、前代未聞の人権侵害事件であり、本件で法5条1号ただし書き口に該当しないのであればいつ該当するのであろうか。

また、本件は上述のとおり、前代未聞の人権侵害事件であるから、行政には説明責任があるため、公表慣行があり、法5条1号ただし

書きイに該当する。

そして、本年4月1日より我が国においても発効した障害者の権利に関する条約第12条「法律の前に等しく認められる権利 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。」、第25条「締約国は、障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害者が性別に配慮した保健サービス（保健に関連するリハビリテーションを含む。）を利用する機会を有することを確保するための全ての適当な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。（d）保健に従事する者に対し、特に、研修を通じて及び公私の保健に関する倫理基準を広く知らせることによって障害者の人権、尊厳、自立及びニーズに関する意識を高めることにより、他の者と同一の質の医療（例えば、事情を知らされた上での自由な同意を基礎とした医療）を障害者に提供するよう要請すること。」、第31条「統計及び資料の収集 1 締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集することを約束する。この情報を収集し、及び保持する過程においては、次のことを満たさなければならない。（a）障害者の秘密の保持及びプライバシーの尊重を確保するため、法令に定める保障措置（資料の保護に関する法令を含む。）を遵守すること。（b）人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範並びに統計の収集及び利用に関する倫理上の原則を遵守すること。2 この条の規程に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立つために、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。3 締約国は、これらの統計の普及について責任を負うものとし、これらの統計が障害者及び他の者にとって利用しやすいことを確保する。」、第32条「国際協力 1 締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための自国の努力を支援するために国際協力及びその促進が重要であることを認識し、この点に関し、国家間において並びに適当な場合には関連のある国際的及び地域的機関並びに市民社会（特に障害者の組織）と連携して、適当かつ効果的な措置をとる。これらの措置には、特に次のことを含むことができる。（a）国際協力（国際的な開発計画を含む。）が、障害者を包容し、かつ、障害者にとって利用しやすいものであることを確保すること。（b）能力の開発（情報、経験、研修計画及

び最良の実例の交換及び最良の実例の交換及び共有を通じたものを含む。)を容易にし、及び支援すること。(c) 研究における協力を容易にし、並びに科学及び技術に関する知識を利用する機会を得やすくすること。(d) 適当な場合には、技術援助及び経済援助(利用しやすい支援機器を利用する機会を得やすくし、及びこれらの機器の共有を容易にすることによる援助並びに技術移転を通じた援助を含む。)を提供すること。」とくに柱書き及びb項、第33条「国内における実施及び監視 2 締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み(適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。)を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。締約国は、このような仕組みを指定し、又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機構の地位及び役割に関する原則を考慮に入れる。3 市民社会(特に、障害者及び障害者を代表する団体)は、監視の過程に十分に関与し、かつ、参加する。」等の規定により、公にすべき情報に該当するため、法5条1号ただし書きイに該当する。

イ 個人の署名というだけでは、これを開示しても当該個人の正当な権利利益を害する恐れがあるとまではいえない。現に、アメリカ合衆国の情報自由法の規定に基づいて情報公開請求すると、要人の署名は、開示になっている。その余はアで述べたとおりである。

ウ 日本政府の非公表のFAX番号といえども相当昔の番号であり、現在でも使用され続けているとは到底考えられない。したがって、法5条6号には該当しない。その余はアで述べたとおりである。

エ 日本政府内部の意思形成過程といえども、既に相当程度過去のものであり、意思の形成は相当過去において完了しているものである以上、説明責任の観点からも、法5条5号には該当しない。その余はアで述べたとおりである。

オ 特定病院事件の性質から、公益上の理由による裁量的開示をすべきであるにもかかわらず、あえてこれをしないことは、裁量権の範囲の逸脱またはその濫用にあたる。したがって、本件開示請求情報は法7条に該当する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 処分庁は、審査請求人が平成26年8月18日付けで行った開示請求「特定病院事件に関して国際法律家委員会(ICJ)と国際医療従事者委員会(ICHP)より送付された情報。そして、前記の情報について、作成され、または取得した情報全て。(例えば、回答や議事録など)」

に対し、当初、不開示（不存在）とする決定を行ったところ（平成26年9月19日付け情報公開第02039号）、同年9月25日付けで、不開示（不存在）の決定の取消しを求める異議申立てがなされた。右異議申立てを受けて、外務省内であらためて関係するファイルを探索したところ、別紙1の文書（以下、別紙1の文書のうち1ないし3に掲げる文書を「先行決定文書」という。）が存在することが判明したため、請求者にその旨連絡し、順次、開示決定等を行うことで合意し、外務省は先行決定文書及び本件対象文書を特定し、4回にわたり開示決定等を行った。

(2) 第1回目は15文書、第2回目は25文書をそれぞれ特定し、すべて開示とする決定を行った（平成27年5月29日付け情報公開第00838号及び同年7月27日付け同第01188号）。続いて、第3回目の決定として、26文書を特定し、そのうち22文書を開示、4文書を部分開示とする決定を行ったところ（平成27年8月14日付け情報公開第01326号）、審査請求人は、この決定に対し、同年10月1日付けで、一部不開示の決定処分を取り消して、特定された文書全ての開示を求める旨の異議申立てを行った。外務省は、平成28年2月2日付けで右異議申立てについて審査会に諮問し（平成28年（行情）諮問第64号）、これに対し、審査会から平成28年5月19日付けで文書41（12枚目本文15行目）を開示すべき旨の答申が交付された（平成28年（行情）答申第62号）。外務省は右答申に即して、当初の処分で不開示とした文書41の12枚目本文15行目を開示する決定を行った（平成28年6月10日付け決定書）。

(3) さらに、外務省は、第4回目の決定として、本件対象文書を特定し、そのうち、41文書を開示、9文書を部分開示とする決定を行った（平成28年5月18日付け情報公開第01003号、以下「原処分」という。）。これに対し、審査請求人は、平成28年5月30日付けで、原処分の取消しを求める審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件対象文書は別紙1の4に掲げる50文書である。

3 不開示とした部分について

(1) 文書67（2枚目）、文書69（2枚目）、文書83（7枚目）、文書84（2枚目）、文書91（3枚目）、文書93（5枚目）、文書106（2枚目）の不開示部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるものであり、公表慣行もないため、法5条1号に該当することから不開示とした。

(2) 文書100（3枚目）の不開示部分には、個人の署名が記載されており、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるた

め、法5条1号に該当することから不開示とした。

(3) 文書81(各頁左端)の不開示部分には、我が国政府機関の非公表のFAX番号が記載されており、公にすることにより、当該政府機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に基づき不開示とした。

(4) 文書93(2枚目ないし4枚目)の不開示部分には、我が国政府部内の意思形成過程に関する情報が記載されており、公にすることにより、政府部内の率直な意見交換が損なわれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、法5条5号に基づき不開示とした。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分に対し、対象情報の不十分な探索や解釈上の判断により対象情報を情報公開の適用除外と判断することは違法であり、また、不開示部分はいずれも法5条1号、5号及び6号にも該当せず、仮に該当するにせよ、開示を定めたただし書に該当するとし、さらに法7条の公益上の理由による裁量的開示を行うべきと主張している。

しかしながら、外務省は、上記3のとおり本件請求文書に該当する行政文書を入念に探索の上、そのすべてについて開示決定等を行っており、文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張は当たらない。

また、外務省は、不開示部分の法5条各号該当性について慎重に精査した上で、原処分における不開示部分は、上記3のとおり法5条1号、2号、5号及び6号に該当すると判断したのであり、かかる当省の決定は妥当なものである。一方、審査請求人はそのいずれの主張についても何ら根拠を示しておらず、審査請求人の主張には理由がない。

5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、本件開示請求に対する文書の特定及び原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年8月17日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月6日 | 審議 |
| ④ | 同月28日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成29年2月27日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年3月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

処分庁は、審査請求人が平成26年8月18日付けで行った「特定病院

事件に関して国際法律家委員会（ＩＣＪ）と国際医療従事者委員会（ＩＣＨＰ）より送付された情報。そして、前記の情報について、作成され、または取得した情報全て。（例えば、回答や議事録など）」との開示請求に対し、当初、不開示（不存在）とする決定（以下「当初処分」という。）を行った。これに対し審査請求人は、当初処分の取消しを求めて異議申立てを行い、処分庁において改めて探索を行った結果、本件開示請求に該当する文書として別紙１に掲げる１１６文書（先行決定文書及び本件対象文書）を特定し、原処分を含め、４回にわたり開示決定等を行った。本件審査請求は４回目の開示決定等（原処分）に対して行われたものであり、本件対象文書は原処分を対象とされた別紙１の４に掲げる５０文書である。

審査請求人は原処分の取消し及び文書の再特定を求めており、諮問庁は本件対象文書を特定し、その一部が法５条１号、５号及び６号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

２ 本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求に係る特定病院事件とは、同病院にて看護職員らの暴行によって、精神障害者の患者２名が死亡した事件であり、同事件を契機に我が国における精神障害者の処遇に対する問題意識が高まり、昭和６２年の「精神衛生法等の一部を改正する法律」（昭和６２年９月２６日法律第９８号）により「精神衛生法」が「精神保健法」に改正された。

イ 本件開示請求を受け、処分庁内の担当部局において、特定病院事件に関してインターネット上の情報を確認したところ、当該事件が当時の国連人権委員会で議論された旨の記述があったことから、国連人権委員会に関する行政文書ファイルで、当該事件が報道されるようになった時期（昭和５９年３月）から精神保健法の成立（昭和６２年９月）の頃までに作成されたものを確認したが、ＩＣＪ及びＩＣＨＰとのやり取りに係る文書は含まれていなかったことから、不存在により不開示とする当初処分を行った。

ウ 当初処分に対する異議申立てにおいて異議申立人（本件審査請求における審査請求人）が異議申立書に添付してきた資料は、昭和６０年に、特定病院事件に関してＩＣＪとＩＣＨＰの合同調査団が訪日し、報告書を当時の外務大臣宛に提出した旨の記述があったことから、改めて、国連人権委員会に係るものに限らず、同時期に作成され現存する行政文書ファイル全てに範囲を広げて改めて担当部局の書庫・書架

等を探索した結果、「精神障害者人権問題／精神衛生法（国際法律家委員会，障害者インターナショナル調査団訪日）」等3冊の行政文書ファイルに，ICJ及びICHPと日本政府の間のやり取りに関する文書が含まれていたため，これらの行政文書ファイルに含まれている別紙1の116文書全て（先行決定文書及び本件対象文書）を本件請求文書に該当する文書として特定し，4回に分けて開示決定等を行った。

エ 上記ウの3冊の行政文書ファイルを確認したところ，昭和59年に特定病院事件が報道されて以降，ICJやICHPを始めとする複数のNGOが我が国の精神障害者の処遇の問題について強い関心を示し，ICJとICHPは，昭和60年5月に合同で日本に関係者を派遣し，同年7月末に「結論及び勧告」を取りまとめ，同年8月の第38回国連・差別防止・少数者保護小委員会で取り上げるとともに，昭和61年9月に「最終報告書」を発出していたことが判明した。

オ 上記ウの探索の結果，我が国の精神障害者の処遇に関する文書を保存した行政文書ファイルとして，上述の3つの行政文書ファイルの他に，①「精神衛生法（精神保健法成立経緯）」，②「精神衛生法（第39回差別小委・第40回差別小委）」及び③「精神障害者の人権」という3つの行政文書ファイルが見つかったが，①については「精神衛生法等の一部を改正する法律」の国会での審議に関連する文書を中心に保存した行政文書ファイルであること，②については，昭和62年8月及び昭和63年8月に開催された第39回及び第40回国連・差別防止・少数者保護小委員会に関連した行政文書を保存した行政文書ファイルであるが，特定病院事件に関してICJ及びICHPが行った発言等に関する文書は含まれていなかったこと，及び③については，ICJが昭和62年9月の「精神保健法」の成立後に我が国に派遣した調査団に関する文書等が含まれているが，特定病院事件に関して，ICJ及びICHPが日本政府との間でやり取りした文書には該当しないことを踏まえ，これらの3つの行政文書ファイルに含まれる文書については，本件請求文書に該当しないと判断した。

(2) 諮問庁によれば，本件請求文書に該当する文書を探索するために，上記(1)ウのとおり，審査請求人が提出した資料の記述を基に，昭和60年のICJとICHPの合同調査団による報告書の提出と同時期に担当部局で作成され現存する全ての行政文書ファイルを確認した結果，上記(1)ウないしオの6つの行政文書ファイルを見つけたとのことであるが，その探索の方法及び範囲に特段の問題はない。

また，本件開示請求は特定病院事件に関してICJ及びICHPと日本政府の間でやり取りされた文書の開示を求めるものと解され，昭和6

0年5月のICJとICHPによる合同調査団の派遣は、特定病院事件が契機となっていたことを踏まえると、合同調査団の最終報告書の発出（昭和61年9月）までにやり取りされた文書が本件開示請求に該当すると認められる。これを踏まえ諮問庁から先行決定文書及び本件対象文書に加え、①「精神衛生法（精神保健法成立経緯）」、②「精神衛生法（第39回差別小委・第40回差別小委）」及び③「精神障害者の人権」の3つの行政文書ファイルの提出を受けて本件開示請求に該当する文書がないか確認したところ、このうち②及び③については、ICJに関連する文書は含まれているが、昭和61年9月の「最終報告書」提出後に作成又は取得された文書であり、特定病院事件に関する言及もないことから、本件請求文書には該当しないと認められる。しかしながら、①の中には、別紙2のとおり、昭和61年9月の「最終報告書」等に関連した行政文書が含まれているところ、これらの文書を対象として改めて開示決定等をすべきである。

3 不開示情報該当性について

(1) 個人の氏名等に関する情報について

文書67、文書69、文書93（5枚目）及び文書106の不開示部分には、NGO関係者の氏名等が記載されている。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 個人の肩書に関する情報について

文書84及び文書91の不開示部分には、特定NGOの訪日調査団に同行した個人の肩書が記載されている。当該部分は記載されている肩書に関する他の情報と照合することにより、該当する個人を特定することが可能であることから、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 個人の自宅の住所及び電話番号について

文書83の不開示部分には、ICJの訪日調査団に同行した特定弁護士の実家住所及び電話番号が記載されている。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定

の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項の適用の余地はなく、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 署名について

文書100の不開示部分には、ICJ関係者の署名が記載されている。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項の適用の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 政府機関のFAX番号について

文書81の不開示部分には、厚生省感染症対策課（当時）のFAX番号が記載されている。当審査会事務局職員をして厚生労働省のホームページを確認させたところ、同番号は現在は厚生労働省担当部局のFAX番号となっており、同ホームページで公開されている。

したがって、当該部分は、既に公開されている情報であることから、これを公にしたとしても、当該政府機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法5条6号には該当せず、開示すべきである。

(6) 政府部内の協議内容について

文書93（2枚目ないし4枚目）の不開示部分には、外務省と厚生省の関係者がNGOの訪日調査団への対応等について率直な意見交換を行った内容が記載されている。当該部分は、公にすることにより、今後の自由闊達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、文書81の不開示部分は同条6号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号及び5号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であり、また、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文

書として別紙 2 に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第 2 部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙 1

1 第1回決定

- 文書 1 第109回臨時国会参議院社会労働委員会議事録（昭和62年9月16日）
- 文書 2 第109回臨時国会衆議院社会労働委員会議事録（昭和62年9月10日）
- 文書 3 第109回臨時国会衆議院本会議議事録（昭和62年7月16日）
- 文書 4 第109回臨時国会参議院社会労働委員会議事録（昭和62年9月18日）
- 文書 5 第107回臨時国会参議院法務委員会議事録（昭和61年11月25日）
- 文書 6 第107回臨時国会参議院法務委員会議事録（昭和61年11月25日）抜粋
- 文書 7 第107回臨時国会参議院法務委員会議事録（昭和61年12月18日）抜粋
- 文書 8 第101回通常国会衆議院法務委員会議事録（昭和59年3月2日）
- 文書 9 第102回臨時国会参議院決算委員会議事録（昭和60年9月20日）
- 文書 10 第102回臨時国会参議院決算委員会議事録抜粋（昭和60年9月19日）
- 文書 11 第102回臨時国会参議院決算委員会議事録（昭和60年7月23日）
- 文書 12 第102回臨時国会参議院決算委員会議事録（昭和60年9月20日）
- 文書 13 担当官参考資料（雑誌記事及び過去の国会議事録）
- 文書 14 第101回通常国会参議院決算委員会議事録（昭和59年10月17日）
- 文書 15 第101回通常国会参議院決算委員会議事録（昭和59年9月17日）

2 第2回決定

- 文書 16 国際法律家委員会（ICJ）訪日調査団の「結論及び勧告」（要旨）
- 文書 17 第38回差別小委に提出されたDPI予備報告書
- 文書 18 ICJ, ICHP特使派遣の結論及び勧告（要約）

- 文書 1 9 I C J 訪日調査団の「結論及び勧告」（要旨）と D P I 予備報告書（要旨）
- 文書 2 0 第 3 8 回差別小委での I C J 発言骨子
- 文書 2 1 第 3 8 回差別小委での国際人権連盟（The International League for Human Rights）の発言骨子
- 文書 2 2 第 3 8 回差別小委（精神病問題）我が方答弁案修正
- 文書 2 3 D P I 人権委議長と我が方のやりとり及び先方手交資料
- 文書 2 4 I C J の結論及び勧告に対する日本精神科病院協会のコメント
- 文書 2 5 I C J 発行雑誌記事の送付
- 文書 2 6 I C J より事前入手した総理宛書簡及びプレスリリースの送付
- 文書 2 7 差別小委における D P I 及び I C H P による発言に関する疑問
擬答（問 1）（未決裁）
- 文書 2 8 差別小委における D P I 及び I C H P による発言に関する疑問
擬答（問 2）（未決裁）
- 文書 2 9 差別小委における D P I 及び I C H P による発言に関する疑問
擬答（問 1）
- 文書 3 0 差別小委における D P I 及び I C H P による発言に関する疑問
擬答（問 2）
- 文書 3 1 I C J 最終報告書発表前の対外応答要領及び資料
- 文書 3 2 第 1 0 7 回臨時国会参議院法務委員会（1 2 月 1 8 日）本岡議員
質疑抜粋
- 文書 3 3 I C J 訪日調査団の我が国精神医療制度に関する報告書の結論
及び勧告（要旨）
- 文書 3 4 参・社労委千葉議員の質問に対する国会答弁
- 文書 3 5 参・本会議及び決算委員会本岡議員の質問に対する国会答弁（
9 月 1 8 日）
- 文書 3 6 参・本会議及び決算委員会本岡議員の質問に対する国会答弁（
1 0 月 1 7 日）
- 文書 3 7 日弁連発総理大臣宛要望（第 2 7 回人権擁護大会における「精
神病院における人権保障に関する決議」）
- 文書 3 8 国際人権連盟の総理宛書簡（邦訳）
- 文書 3 9 国際人権連盟の総理宛書簡
- 文書 4 0 中曽根総理宛 I C J 書簡に関する電報

3 第 3 回決定

- 文書 4 1 第 3 8 回国連差別防止・少数者保護小委員会の概要
- 文書 4 2 第 3 8 回差別小委（精神病患者の人権問題）：概要電報
- 文書 4 3 第 3 8 回差別小委における精神病院入院患者の人権問題に係る

課内資料

- 文書 4 4 精神病患者の人権問題（紘仁病院問題）に関する総理宛書簡の報告・供覧
- 文書 4 5 社会党人権問題調査団作成の報告書等
- 文書 4 6 精神病患者の人権問題（紘仁病院問題）に関する総理宛書簡に関する電報
- 文書 4 7 精神病患者の人権問題に関する対外応答要領
- 文書 4 8 第 38 回差別小委（精神病問題）NGO 発言及び我が方答弁案
- 文書 4 9 I C J の結論及び勧告に対する厚生省コメント
- 文書 5 0 I C J の結論及び勧告に対する日本政府コメントに係る対外応答要領
- 文書 5 1 精神病院の諸問題について（厚生省作成資料）
- 文書 5 2 往電第 1 5 1 6 号（文書 2 2）追加資料
- 文書 5 3 差別小委に向けての疑問擬答
- 文書 5 4 「精神衛生法改正の基本的な方向について」中間メモの報告・供覧
- 文書 5 5 精神病患者の人権問題（江田議員への説明）
- 文書 5 6 参・社労委千葉議員の質問に対する国会答弁（厚生省作成）
- 文書 5 7 精神医療人権基金運営委員会書簡に対する返答案（没）
- 文書 5 8 参・予算委高杉議員の質問に対する国会答弁（総理用）（厚生省作成）
- 文書 5 9 参・予算委高杉議員の質問に対する国会答弁（厚生大臣用）（厚生省作成）
- 文書 6 0 精神病患者の人権問題・対外応答要領
- 文書 6 1 国連局審議官と厚生省保健医療局長との意見交換記録
- 文書 6 2 国連局審議官発言要領
- 文書 6 3 国会答弁の寿府代への送付
- 文書 6 4 参・社労委高杉議員の質問に対する国会答弁（4月2日）
- 文書 6 5 参・決算委本岡議員の質問に対する国会答弁（9月18日）
- 文書 6 6 第 1 0 7 回臨時国会参議院法務委員会議事録（12月18日）

4 第 4 回決定

- 文書 6 7 精しんいりょう調査団（I C J のプレスリリースに関するコメント）
- 文書 6 8 精神医療調査団（結論及び勧告）
- 文書 6 9 精しんいりょう調査団（結論及び勧告）
- 文書 7 0 WHO 勧告（一部抜粋）
- 文書 7 1 精神医療調査団（結論及び勧告）往電第 1 5 6 5 号

- 文書 7 2 せいしんいりょう調査団（結論及び勧告）来電第 2 1 6 6 号
- 文書 7 3 精神医療調査団（結論及び勧告）往電第 1 5 0 8 号
- 文書 7 4 精しんりょう調査団（結論及び勧告）来年第 1 8 8 0 号
- 文書 7 5 精しんいりょう調査団の訪日（結論及び勧告）
- 文書 7 6 精神医療調査団の訪日（結論及び勧告）往電第 1 3 3 5 号
- 文書 7 7 精しん病院 I C J 調査団の訪日 来電第 1 7 4 0 号
- 文書 7 8 精神病院 I C J 調査団の訪日 外務大臣宛書簡
- 文書 7 9 報告・供覧：精神障害者の人権
- 文書 8 0 I C J 調査団との懇談について
- 文書 8 1 8 5 年 7 月 3 1 日付 I C J の新聞発表提出文書（精神医療調査団結論および勧告）に関する厚生省の意見
- 文書 8 2 精神医療調査団の調査報告（対外応答要領）
- 文書 8 3 報告・供覧：精神医療調査団の国連局長表敬
- 文書 8 4 D P I 及び I C J 調査団の来日について
- 文書 8 5 I C J 調査団の法務省往訪について
- 文書 8 6 国連医療調査団の国連局長表敬（公信）
- 文書 8 7 Intervention by the International Commission of Jurists on the International Commission of Health Professional for Health and Human Rights
- 文書 8 8 Constitution of the International Commission of Health Professionals For Health and Human Rights
- 文書 8 9 I C J 調査団滞日日程表
- 文書 9 0 精しん病院入院かん者の人権問題 来電第 1 2 7 0 号
- 文書 9 1 精神病院調査団の訪日（資料送付）（公信案）
- 文書 9 2 D P I 議長の講演原稿
- 文書 9 3 報告・供覧：精神病院患者の人権調査団訪日（厚生省保健医療局長との懇談）
- 文書 9 4 D P I，人権委員会議長発厚生大臣宛電報（要旨）
- 文書 9 5 精神病院入院官患者の人権問題（I C J 調査団）来電第 1 1 5 2 号
- 文書 9 6 精神医療調査団の最終報告書（対外応答要領）
- 文書 9 7 国際法律委員会による精神病患者の人権調査団受入要請について（回答）
- 文書 9 8 精神医療人権基金設立準備委員会趣意書（精神医療 1 3 巻 4 号）
- 文書 9 9 せいしん病入院かん者の人権（I C J 調査団）来電第 1 0 7 9 号
- 文書 1 0 0 せいしん病院入院かん者の人権（I C J 調査団）来電第 1 0 4

9号

- 文書101 国際法律家委員会による精神病患者の人権調査団受入要請について
- 文書102 精神医療実情調査団の来日（対外応答要領）
- 文書103 精しん病院入院かん者の人権問題 来電第566号
- 文書104 精しん病院入院かん者の人権問題（FAX信）
- 文書105 精神病院入院患者の人権問題（ICJ調査団） 往電第389号
- 文書106 精しん病院入院かん者の人権問題 来電第534号
- 文書107 精しん病院入院かん者の人権問題 来電第533号
- 文書108 精神病院入院患者の人権問題 往電第376号
- 文書109 精神病院入院患者の人権問題 往電第257号
- 文書110 精神病院入院患者の人権問題
- 文書111 参・社労委高杉議員に対する答弁（メモ）
- 文書112 4月2日議事日程
- 文書113 厚生大臣に対する質問：参・社会労働委員会高杉議員
- 文書114 保健医療局長に対する質問：参・社会労働委員会高杉議員
- 文書115 対政府委員：参・社労委高杉議員
- 文書116 参・社労委委員会等通報（4月2日）

別紙 2

精神衛生制度調査団報告書（報道ぶり，対外応答要領）

精神病院入院患者の人権問題（FAX信を含む）

I C J（国際法律家委員会）訪日調査団の我が国精神医療制度に関する最終報告書の訳本の回覧